

## 九州森林管理局 監物台樹木園 みどりの交流館取扱要領

### 1 使用の目的

- ア) 監物台樹木園みどりの交流館（以下、交流館）は、監物台樹木園の入場者が展示物の見学や休憩等の目的で使用するものとする。
- イ) 利用時間は、監物台樹木園の開園時間内（午前10時00分から午後3時30分）のみ使用できるものとする。
- ウ) また、ア) 以外の目的で使用する場合は、緑化普及啓発・福祉・教養・地域づくり活動等の営利を目的としない場合に限り使用できるものとする。

### 2 使用料

交流館の使用料は無料とする。

### 3 使用申請及び許可

- ア) 交流館の3スペース（展示・木育・レクチャー）のうち、1項のア) で使用する場合は全スペースを使用できるものとする（別紙1参照）。
- イ) ただし、レクチャースペースを占有的に使用する場合は、使用申請を九州森林管理局ホームページより、使用申請フォーム又はメールにより技術普及課に提出し、技術普及課からの許可メールを受けてから使用できるものとする。

### 4 レクチャースペース使用申請の不許可

次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、レクチャースペースの使用申請を許可しないことができる。

- (1) 交流館の使用目的に反する使用をする恐れがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 交流館を毀損し、または滅失するおそれがあるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) レクチャースペースの収容能力（40人）を超えるとき。
- (6) 交流館の管理上支障があるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、使用が不適當であるとき。

### 5 使用申請許可の取消し等

次のいずれかに該当すると認めるときは、レクチャースペースの使用許可を取り消し、若しくは変更し、または使用の停止を命ずることができる。

- (1) 前項第1号から第6号までに規定する事由が生じたとき。
- (2) 使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) この取扱要領またはこれに基づく規則の規定に違反したとき。

6 レクチャースペースの使用許可を受けた者が前項の規定による使用許可の取消し等により損害を受けても、九州森林管理局は、その責めを負わない。

#### 7 入館の禁止等

九州森林管理局長は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を禁止し、または交流館からの退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすと認められる者またはそのおそれがある物品等を携帯する者。
- (2) 交流館の秩序を乱すと認められる者。
- (3) 使用目的外で使用した者。
- (4) 交流館の趣旨に反する使用、利用が認められたとき。

#### 8 損害賠償の義務

交流館の建物又は設備を毀損しまたは滅失させた者は、速やかに原状に回復、または九州森林管理局長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

ただし、九州森林管理局長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

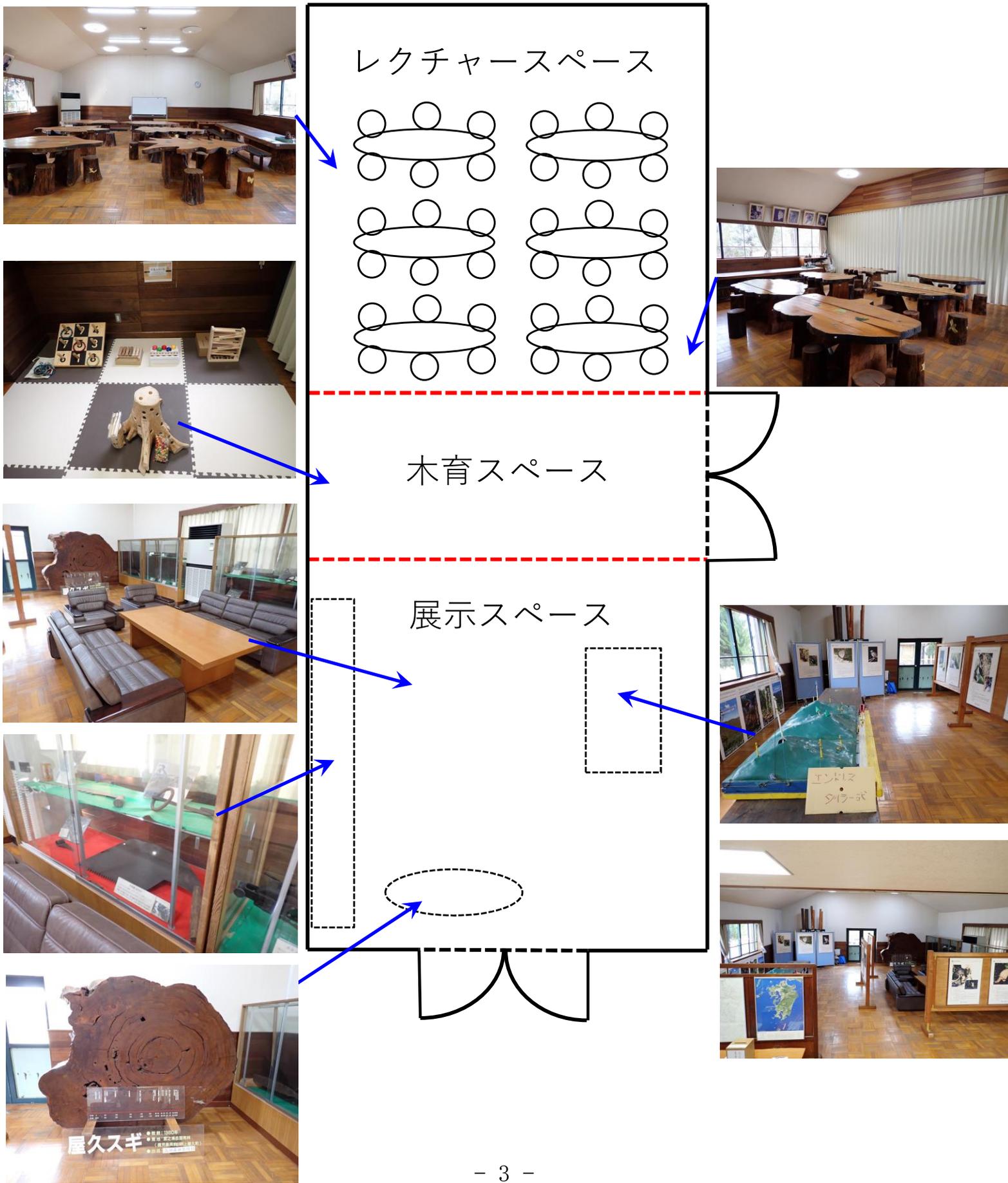
#### 9 使用実績の報告

レクチャースペースの使用許可を受け使用した者は、使用后速やかに交流館に備え付けのレクチャースペース使用簿（別紙2）に記載するものとする。

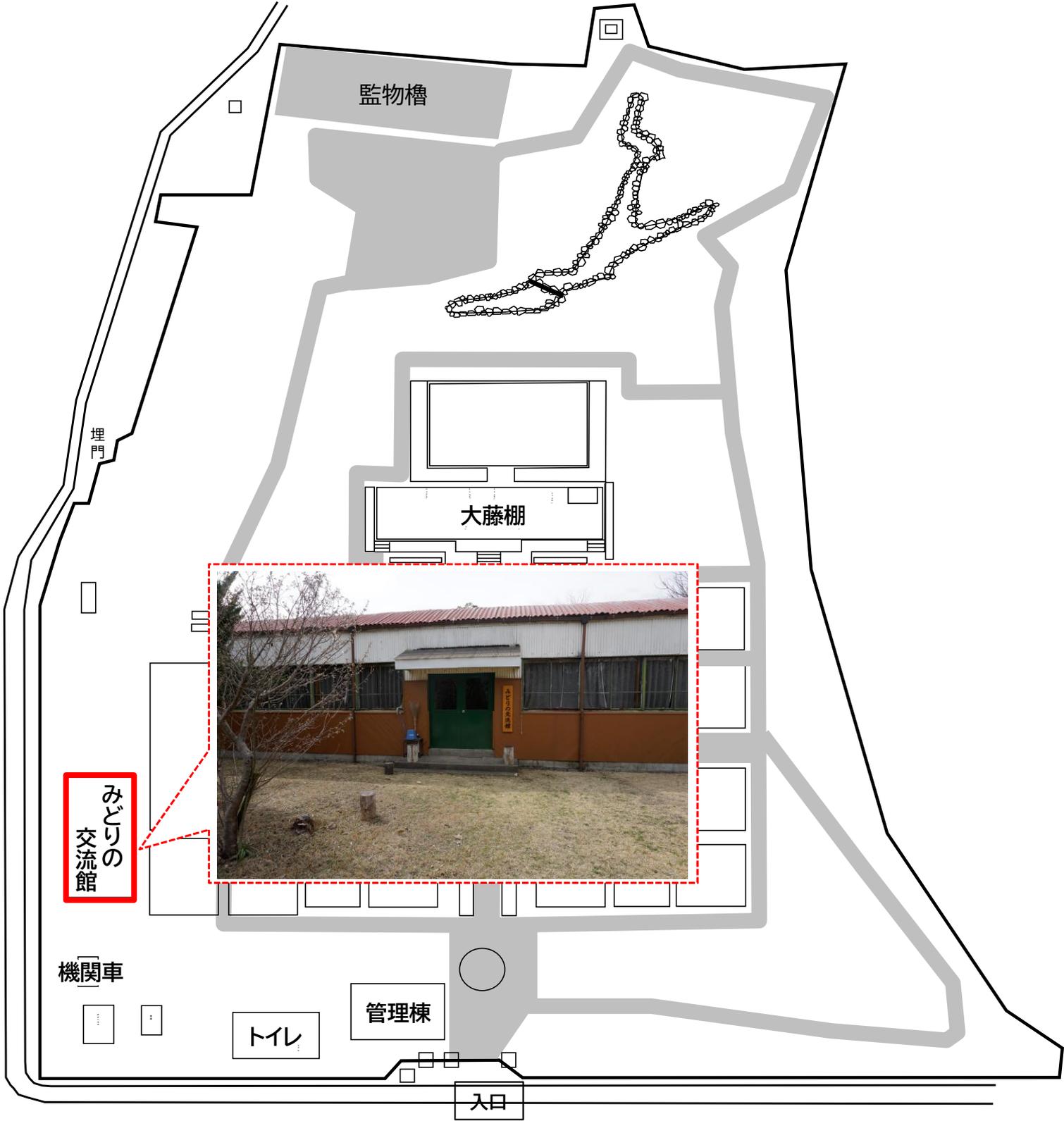
#### 10 適用時期

令和7年2月10日より適用する。

# みどりの交流館の見取り図(R7,3現在)



監物台樹木園の見取り図(R7,3現在)



## みどりの交流館 レクチャースペース 使用簿

使用 年月日	使用者名 (代表者名)	連絡先		使用目的	使用 人数	使用時間
		住所 (代表者)	電話番号			
令和 年 月 日			( ) -		人	( 時間) 時 分 ~ 時 分
令和 年 月 日			( ) -		人	( 時間) 時 分 ~ 時 分
令和 年 月 日			( ) -		人	( 時間) 時 分 ~ 時 分
令和 年 月 日			( ) -		人	( 時間) 時 分 ~ 時 分
令和 年 月 日			( ) -		人	( 時間) 時 分 ~ 時 分
令和 年 月 日			( ) -		人	( 時間) 時 分 ~ 時 分
令和 年 月 日			( ) -		人	( 時間) 時 分 ~ 時 分
令和 年 月 日			( ) -		人	( 時間) 時 分 ~ 時 分
令和 年 月 日			( ) -		人	( 時間) 時 分 ~ 時 分
令和 年 月 日			( ) -		人	( 時間) 時 分 ~ 時 分